



りその事実が確認できる申請書の写し)		
様式第6号の2(第2面) 3. 運搬施設の概要 (1) 運搬車両の一覧 ※トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする。 (2) その他の運搬施設の概要 ※ 様式第6号の2(第2面)に次の書面を添付すること。	規9の2②Ⅱ(*1) 規9の2②Ⅲ(*1)	◎
① 駐車場の付近の見取図		◎
② 駐車場に係る不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書(旧土地登記簿謄本。以下「不動産登記事項証明書」という。))		●
③ 駐車場の所有権を有せず使用権原のみ有する場合には、②に代えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		
④ 自動車検査証の写し		◎
⑤ 自動車検査証において、申請者が所有者又は使用者となっていない場合には、④に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		◎
様式第6号の2(第3面) (3) 積替施設又は保管施設の概要 ※ 積替え又は保管を行う場合に限り添付すること。 ※ 様式第6号の2(第3面)に次の書面を添付すること。	規9の2①Ⅴ(*1)	◎
① 積替え又は保管の場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに保管量等の計算書	規9の2②Ⅱ(*1) 規9の2②Ⅲ(*1)	
② 積替施設又は保管施設不動産登記事項証明書		●
③ 積替施設又は保管施設の所有権を有せず使用権原のみ有する場合には、②に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		
様式第6号の2(第4面) 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)	規9の2②Ⅰ(*1)	(略)
様式第6号の2(第5面) 5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)	規9の2②Ⅰ(*1)	(略)
(削除)		

等によりその事実が確認できる申請書の写し)を添付すること		
別紙1-2 3. 運搬施設の概要 _____ ※トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする。 _____		◎
(別紙4から移動)		
別紙1-3 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数等を含む。)		(略)
別紙1-4 5. 環境保全措置の概要 _____		(略)
別紙2 事務所及び事業場(駐車場・積替保管施設) 1. 事務所の名称及び所在地 2. 事務所の電話番号 3. 事業場(駐車場等)の名称及び所在地 4. 事業場(駐車場等)の電話番号 5. 事務所及び事業場(駐車場等)付近の見取図(道路地図等)	規9の2②Ⅱ(*1)	◎
別紙3 駐車場の概要 1. 所在地 2. 駐車場の土地の所有者(名称又は氏名、住所) 3. 駐車場の見取図 4. 駐車場の写真(全景を写したもの)	規9の2②Ⅱ(*1)	●
① 不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書(旧土地登	規9の2②Ⅲ(*1)	●

(様式第6号の2(第3面)へ移動)		
様式第6号の2(第6面) 運搬車両の写真 ※全車両について、1台毎に作成すること。 ※トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする。	規9の2②Ⅱ(*1)	●
様式第6号の2(第7面) 収納容器等の写真	規9の2②Ⅱ(*1)	(略)
様式第6号の2(第8面) 事業の開始に要する資金の総額、調達方法	規9の2②Ⅴ(*1)	(略)
(「経理状況確認書類」の項に記載)		
様式第6号の2(第9面) 資産に関する調書(個人用)	規9の2②Ⅶ(*1)	(略)
様式第6号の2(第10面) 誓約書 ※申請者及びその役員等が法第14条第5項第2号イからハに該当しないことを誓約するもの	法14⑤Ⅱ(*2) 法14の4⑤Ⅱ(*3) 規9の2②Ⅹ(*1)	◎
経理状況確認書類 (申請者が法人の場合) ① (略) ② 新設法人等で3年間の決算実績がない場合、申請時点までに決算実績のある「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)」に加えて【収支計画様式】今後5年間の収支計画 ③ 直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類 (イ) (略) (ロ) 【収支計画様式】今後5年間の収支計画 ④ 直前の事業年度が債務超過となっている場合又は直前の事業年度の当期純利益若しくは直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合、その理由と改善策を記載した【収支計画様式】今後5年間の収支計画 (申請者が個人の場合) (略)	(略)	(略)

記簿謄本。以下「不動産登記事項証明書」という。 ② 使用権原のみ有する場合には①に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		
(積替保管を行う場合) 別紙4 保管を行う場所	規9の2①Ⅴ(*1)	◎
① 積替え又は保管の場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに保管量等の計算書 ② 不動産登記事項証明書 ③ 使用権原のみ有する場合には②に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し	規9の2②Ⅱ(*1) 規9の2②Ⅲ(*1)	●
別紙5 収集運搬車両の写真 ※全車両の写真。トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする。 ① 自動車検査証の写し ② 自動車検査証の写しで使用権原を確認できない場合には①に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し	規9の2②Ⅱ(*1) 規9の2②Ⅲ(*1)	● ◎
別紙6 収納容器及び運搬機材の写真	(略)	(略)
別紙7-1 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等	(略)	(略)
別紙7-2 今後5年間の収支計画(法人のみ)	規9の2②Ⅵ(*1)	△
別紙8 資産に関する調書(個人のみ)	(略)	(略)
(別紙10から移動)		
経理状況確認書類 (申請者が法人の場合) ① (略) ② 新設法人等で3年間の決算実績がない場合、申請時点までに決算実績のある「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)」に加えて「別紙7-2 今後5年間の収支計画」 ③ 直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類 (イ) (略) (ロ) 今後5年間の収支計画を記載した書類 ④ 直前の事業年度が債務超過となっている場合又は直前の事業年度の当期純利益若しくは直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「別紙7-2 今後5年間の収支計画」 (申請者が個人の場合) (略)	(略)	(略)

<p>当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類</p> <p>① 次の区分による（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写し（注2） （受講すべき者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [申請者が法人の場合] 当該業務を統括する役員（監査役を除く）又は政令で定める使用人</li> <li>・ [申請者が個人の場合] 申請者本人又は政令で定める使用人</li> </ul> <p>② 講習会を修了した者が、政令で定める使用人の場合、当該使用人が申請者の使用人であることを証明するものを添付すること 「7 審査にあたっての基準(3)申請者の能力に係る基準」を参照のこと</p> <p>（注2）講習会受講申込（栃木県内開催分）</p> <p>（公社）栃木県産業資源循環協会（電話028-612-8016） 〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 ※他県で開催される講習会の受講申込は各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。</p>	<p>法14⑤ I (*2) 法 14 の 4⑤ I (*3) 規 9 の 2② IV (*1)</p>	◎
<p>（様式第6号の2（第10面）へ移動）</p>		
<p>（略）</p>		

<p>別紙9 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記①の役員又は政令で定める使用人の組織内での位置付けを説明すること。</li> </ul> <p>① 次の区分による（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写し（注2） （受講すべき者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [申請者が法人の場合] 当該業務を統括する役員（監査役を除く）又は政令で定める使用人</li> <li>・ [申請者が個人の場合] 申請者本人又は政令で定める使用人</li> </ul> <p>② 講習会を修了した者が、政令で定める使用人の場合、当該使用人が申請者の使用人であることを証明するものを添付すること 「7 審査にあたっての基準(3)申請者の能力に係る基準」を参照のこと</p> <p>（注2）講習会受講申込（栃木県内開催分）</p> <p>（公社）栃木県産業資源循環協会（電話028-612-8016） 〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 ※他県で開催される講習会の受講申込は各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。</p>	<p>規 9 の 2② IV (*1) 法14⑤ I (*2) 法14の4⑤ I (*3)</p>	◎
<p>別紙10誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者及びその役員等が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しないことを誓約するもの</li> </ul>	<p>法14⑤ II (*2) 法14の4⑤ II (*3) 規9の2② X (*1)</p>	◎
<p>（略）</p>		

\*1~8 （略）

(2) （略）

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、それ以外のものは他の申請に写し等を添付してください。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合 （略）

○共通事項 （略）

変更届と更新又は変更申請を同時に行う場合には、申請書に原本を添付し、変更届には写しを添付してください。

(4) 車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

車両については「7 審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6けた）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可番号を除いた表示の内容又

\*1~8 （略）

(2) （略）

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、それ以外のものは他の申請に写し等を添付してください。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、直前の事業年度の法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写し、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合 （略）

○共通事項 （略）

変更届と更新又は変更申請を同時に行う場合には、申請書に原本を添付し、変更届には写しを添付してください。

(4) 駐車場、車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

駐車場については全景を写したものを、車両については「7 審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6けた）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可番号を除いた表示の内容又

は許可取得後の表示状況（予定する社名等の表示場所、表示内容）が確認できる写真としてください。

なお、産業廃棄物処理基準に基づく社名等の表示の基準は以下のとおりとなっています。

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

(5)～(8) （略）

5～6

7 審査にあたっての基準

(1)～(2) （略）

(3)申請者の能力に係る基準 法14⑤I（法14の2②で準用する場合を含む）、規10II  
法14の4⑤I（法14の5②で準用する場合を含む）、規10の13II

（略）

① （略）

② 継続して行うに足る経理的基礎を有すること

イ 債務超過でないこと及び当期純利益がマイナスでないこと。

・直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

(イ) （略）

(ロ) （略）

・直前の事業年度が債務超過となっている場合又は直前の事業年度の当期純利益若しくは直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「                    今後5年間の収支計画」の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

ロ～ハ （略）

(4) （略）

8 PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可に関する審査

PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請に当たって提出する書類及びその審査については、前項の7までに定めるところによるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	（略）
申請書（通常の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書と同じ） ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規・更新） 様式第12号 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（変更） 様式第16号	
PCB別紙1 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	
PCB別紙2 連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する書類 ・随時必要な連絡が取れる連絡設備等の概要を記載した書類 ・事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類 ・緊急時、事故時等での関係者への連絡体制図	
PCB別紙3 収集運搬車両の種類毎に「PCB」の文字が表示された写真	
PCB別紙4 運搬容器に「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した写真 （運搬容器の種類毎の構造図）	
PCB別紙5 安全管理の体制を記載した組織図	

は許可取得後の表示状況（予定する社名等の表示場所、表示内容）が確認できる写真としてください。

なお、産業廃棄物処理基準に基づく社名等の表示の基準は以下のとおりとなっています。

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

(5)～(8) （略）

5～6 （略）

7 審査にあたっての基準

(1)～(2) （略）

(3)申請者の能力に係る基準 法14⑤I（法14の2②で準用する場合を含む）、規10II  
法14の4⑤I（法14の5②で準用する場合を含む）、規10の13II

（略）

① （略）

② 継続して行うに足る経理的基礎を有すること

イ 債務超過でないこと及び当期純利益がマイナスでないこと。

・直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

(イ)～(ロ) （略）

・直前の事業年度が債務超過となっている場合又は直前の事業年度の当期純利益若しくは直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「別紙7-2今後5年間の収支計画」の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

ロ～ハ （略）

(4) （略）

8 PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可に関する審査

PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請に当たって提出する書類及びその審査については、前項の7までに定めるところによるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	（略）
申請書（通常の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書と同じ） ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規・更新） 様式第12号 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（変更） 様式第16号	
別紙1-5 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	
別紙1-6 連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する書類 ・随時必要な連絡が取れる連絡設備等の概要を記載した書類 ・事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類 ・緊急時、事故時等での関係者への連絡体制図	
別紙5-2 収集運搬車両の種類毎に「PCB」の文字が表示された写真	
別紙6-2 運搬容器に「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した写真 （運搬容器の種類毎の構造図）	
別紙9-2 安全管理の体制を記載した組織図	

(1) 法令等

① 運搬先施設の概要等

申請の理由が、PCB廃棄物処理施設への運搬のためではない場合（保管者が設置する複数の保管場所間での移動の依頼を受けたため等）には、運搬先となる施設（保管場所）についての具体的な説明（車両の進入に関する可否、荷卸作業場所としての安全性等）を様式第6号の2（第4面）の「4. 収集運搬業務の具体的な計画」に記載すること

なお、運搬先となるPCB廃棄物処理施設が、保管者の設置する自社処理施設の場合には、当該施設の設置許可証を添付すること

また、PCB廃棄物処理施設に運搬する場合、保管場所間を移動する場合を問わず、様式第6号の2（第4面）には搬出場所及び運搬先の場所が詳細に分かる地図（市販の住宅地図）を添付すること

(略)

(2) 知識及び技能を有することに関する基準（PCB別紙1関係）（略）

(3) 連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する基準（PCB別紙2関係）（略）

(4) 収集運搬車両に関する基準（PCB別紙3関係）（略）

(5) 運搬容器の構造等に関する基準（PCB別紙4関係）（略）

(6) 安全管理の体制に関する基準（PCB別紙5関係）（略）

<注>用語

\* 1～6 （略）

附則（令和2年3月26日改正）

改正後の基準は、令和2年4月1日から適用するものとする。

様式（略）

(1) 法令等

① 運搬先施設の概要等

申請の理由が、PCB廃棄物処理施設への運搬のためではない場合（保管者が設置する複数の保管場所間での移動の依頼を受けたため等）には、運搬先となる施設（保管場所）についての具体的な説明（車両の進入に関する可否、荷卸作業場所としての安全性等）を別紙1-3の「4. 収集運搬業務の具体的な計画」に記載すること

なお、運搬先となるPCB廃棄物処理施設が、保管者の設置する自社処理施設の場合には、当該施設の設置許可証を添付すること

また、PCB廃棄物処理施設に運搬する場合、保管場所間を移動する場合を問わず、別紙1-3には搬出場所及び運搬先の場所が詳細に分かる地図（市販の住宅地図）を添付すること

(略)

(2) 知識及び技能を有することに関する基準（別紙1-5関係）（略）

(3) 連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する基準（別紙1-6関係）（略）

(4) 収集運搬車両に関する基準（別紙5-2関係）（略）

(5) 運搬容器の構造等に関する基準（別紙6-2、別紙6-3関係）（略）

(6) 安全管理の体制に関する基準（別紙9-2関係）（略）

<注>用語

\* 1～6 （略）

様式（略）